

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月19日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額  
5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、平成28年11月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

## 【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として金現物拋出型上場外国信託「<sup>スライダー</sup>SPDR® ゴールド・シェア」への投資を行うと共に、その投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、金地金価格を示す「LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベースの動向を反映する投資成果の獲得を目指します。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型  追加型	国内  海外  内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 (商品) 資産複合 ( )

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産 （収益の源泉）	その他資産 （商品）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投資（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
-------------------	---------------	--

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1回	<b>グローバル</b>	<b>ファミリー ファンド</b>	<b>あり</b> （フルヘッジ）
	年 2回	日本		
	年 4回	北米		
債券 一般 国債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 6回 （隔月）	欧州	<b>ファンド・オブ・ ファンズ</b>	なし
	年12回 （毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米		
その他資産 （投資信託証券 （商品））	その他 （ ）	アフリカ		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		中近東 （中東）		
		エマージング		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（商品））	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年 1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含みます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり （フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## ファンドの特色

1

**金地金価格を示す「LBMA午後金価格」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す金現物拋出型上場外国信託を主要投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。**

- ▶ 金地金価格を示す「LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり/米ドルベース)」<sup>※1</sup>の動向を反映する投資成果の獲得を目指す金現物拋出型上場外国信託「SPDR<sup>®</sup> ゴールド・シェア」<sup>※2</sup>を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。

※1 正式名称は、「LBMA Gold Price PM」といい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)が、午後決め値として公表する1トロイオンス当りの米ドル建ての金価格です。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。

※2 正式名称は、「SPDR<sup>®</sup> Gold Shares」といい、「SPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラスト(正式名称: SPDR<sup>®</sup> Gold Trust)」の受益権を表章しています。

- ▶ 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得を目指す親投資信託「短期国債マザーファンド」にも投資を行います。

2

**金現物拋出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルについて、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクを極力低減します。**

- ▶ 金現物拋出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルに対して原則として為替ヘッジ<sup>\*</sup>を行います。そのため為替変動による影響(為替リスク)は低減されますがその影響を完全に排除できるものではありません。

**\*為替ヘッジとは**

外貨建て資産を組み入れた際に為替変動リスクを低減するため行う手法です。通常は先渡し契約により外貨売り/日本円買いを行います。またヘッジ対象通貨と日本円の短期金利の差により為替ヘッジコストが生じる場合があります。

- ▶ 金現物拋出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルについて、原則として為替ヘッジを行いますので、当ファンドは、「LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり/米ドルベース)」の円ヘッジベース<sup>※3</sup>を参考指数とします。

※3 「LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり/米ドルベース)」の円ヘッジベースは、LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり/米ドルベース)について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出したものです。

## 投資対象とする外国信託および親投資信託の概要

### 金現物拋出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」

商品性と仕組み	金地金価格を示す「LBMA午後金価格(1 トロイオンス当たり/米ドルベース)」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管(他の金地金と分離して専用保管)されます。
計算期間	毎年10月1日から9月30日まで
分配金	受益権保有者に対する分配金の支払は原則として行われません。
信託費用	純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額
設定日	平成16年11月12日
管理会社	ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC)
信託受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング (BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)
マーケティング・エージェント	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンド・ディストリビューターズ・エルエルシー (State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)
カストディアン	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー (HSBC Bank plc)

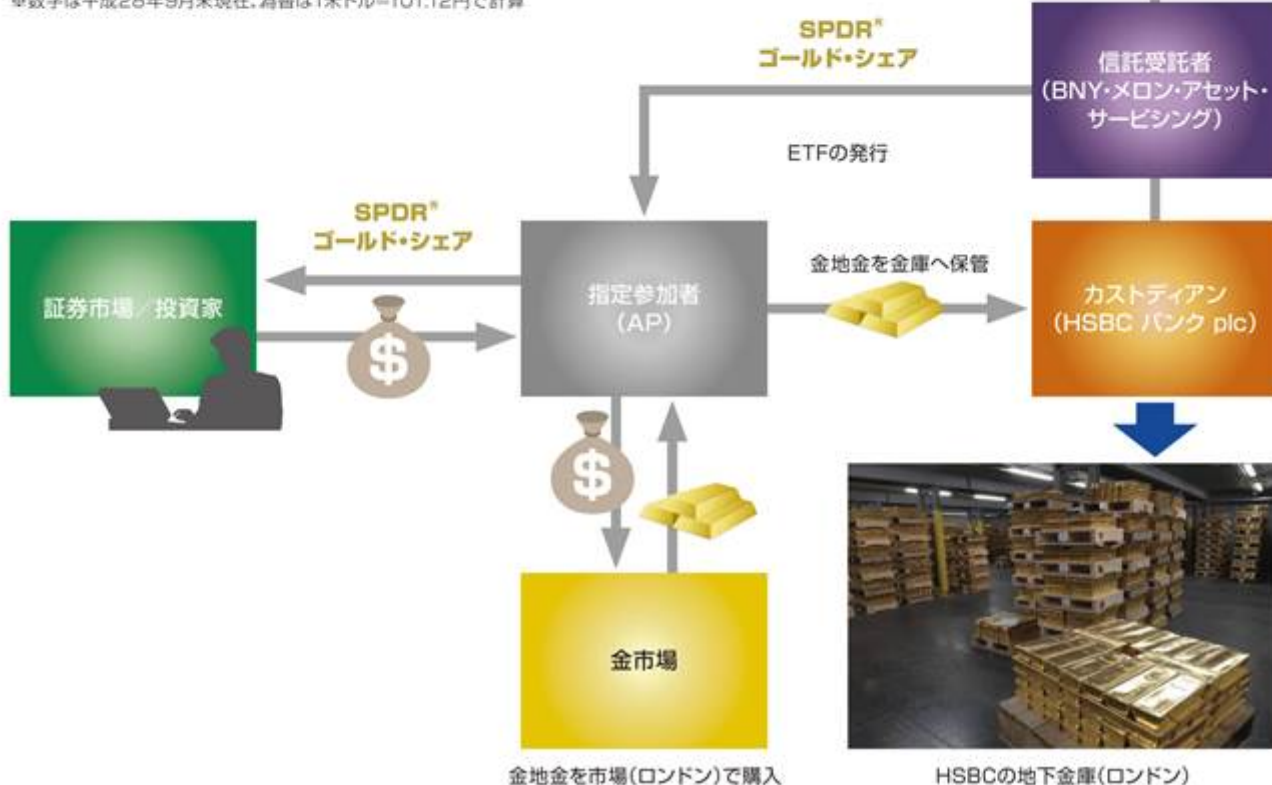
### ● SPDR® ゴールド・シェアの仕組み

効率的な金現物への投資を行います。

#### 世界最大の金ETF

- ETFが保有する金現物は約950トン
- 純資産総額は約403億ドル(約4.1兆円)
- 世界各国の証券取引所における取引量は、約490~1,880億円(一日当たり)。
- 金地金はロンドンで特定保管(他の金地金と分離してETF専用保管)

※数字は平成28年9月末現在、為替は1米ドル=101.12円で計算



## 〈投資対象とする外国信託および親投資信託の概要〉

## 親投資信託「短期国債マザーファンド」

【参考】商品分類	親投資信託／国内／債券
運用の基本方針	主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。
決算日	毎年4月15日(ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)
収益分配方針	収益は償還(信託終了)まで留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
設定日	平成21年7月21日
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※投資対象とする外国信託および親投資信託の詳細な内容は投資信託説明書(請求目録見書)をご確認ください。

## ●金投資の魅力

紀元前の昔から金は、見た目の美しさを超えた価値を持つ物質として、富の象徴とされてきました。21世紀の現代、金は投資対象として重要視されています。それは、長い時間を経ても変わらない価値が、先行きの見えない経済状況下での投資家の運用ポートフォリオに**バランス**と**分散効果**をもたらすことが期待されているからです。

### （金の持つ様々な特性）

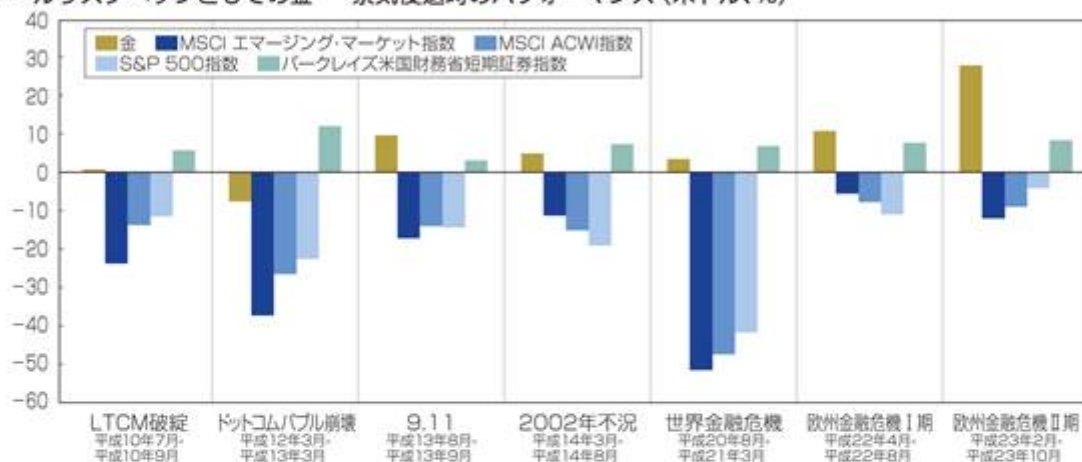
1

#### 「安全資産」として市場から認知

金融危機などの市場不安が高まる時期においては、投資資金の逃避先として金に資金が向かう傾向があります。

##### ◎動乱期における金のパフォーマンス

テールリスクヘッジとしての金 — 景気後退時のパフォーマンス（米ドル、%）



出所：Bloomberg Finance, L.P., State Street Global Advisors. 平成10年1月1日-平成28年6月30日

過去の運用実績は将来の成果を保証するものではありません。

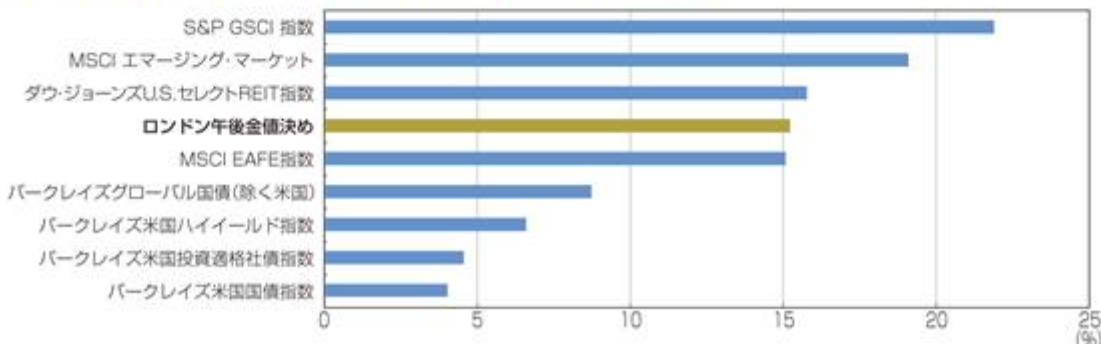
指数のリターンは、値上がり益(損)、インカム、分配金を再投資したものを反映しています。

2

#### ボラティリティ水準が代表的な指数と近似する傾向

金価格は変動しやすいと思われるかもしれませんが、代表的な株式等の指数と比較すると、金のボラティリティ水準は、概ね近似する傾向にあります。

##### ◎金のボラティリティは伝統的な資産クラスの指数と近似する傾向にある



出所：Barclays, Bloomberg Finance L.P., JP Morgan, MSCI, Standard & Poor's, ワールド・ゴールド・カウンシル, 平成18年6月30日-平成28年6月30日のリターンデータから算出

米国名称上から順に以下：S&P GSCI, MSCI Emerging Markets, Dow Jones US Select REIT, London Gold Price PM USD, MSCI EAFE, Barclays Global Treasury EX- US, Barclays US High Yield, Barclays US Aggregate Credit, Barclays US Treasury

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

3

### 分散投資効果

金は、株式や債券といった主要資産と低相関の傾向があり、運用資産の一部に組入れることにより、投資家の運用資産全体のリスク調整後リターンを改善しリスクを軽減する可能性があります。

#### ◎金は長い目で見れば過去ほとんどのアセットクラスと低相関(10年相関)

株式	債券	コモディティ
日経225	パークレイズ米国財務省短期証券指数	S&P GSCI 家畜指数
-0.17	0.32	0.05
MSCI ACWI指数	パークレイズグローバル総合指数	S&P GSCI 産業指数
0.13	0.42	0.31
ストレーツ・タイムス指数	パークレイズユーロ社債指数	S&P GSCI 農産物指数
0.20	0.15	0.37
MSCI エマージング・マーケット指数	パークレイズ米国ハイイールド社債指数	プレント原油
0.27	0.16	0.17
S&P 500指数	パークレイズ エマージングマーケット 現地通貨建て国債	S&P GSCI エネルギー指数
0.04	0.41	0.30
香港ハンセン指数	パークレイズ米国総合指数	S&P GSCI 指数
0.22	0.41	0.38

出所：Bloomberg Finance, L.P., State Street Global Advisors, 平成28年6月30日現在

#### ◎景気後退時の金と株式の相関性が低くなる傾向

〈景気拡大期・景気後退期の金と他のアセット資産との相関(平成2年以降)〉



全米経済研究所(NBER)による景気後退期・景気拡大期

出所：Bloomberg Finance, L.P., State Street Global Advisors, 平成28年6月30日現在

相関は米ドル建てのリターンにより算出されています。

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

※上記データの相関係数は、二つの変数の線形な相関の強さと方向を測るものです。相関係数は、一つの変数の平均値との差である偏差と、もう一つの変数とその平均値との差である偏差との関係の度合いを測るものです。

### 〈金価格に影響を与える主なファクター〉

#### ◎金価格に影響を与える主なファクター

金を牽引する主なファクター	一例	金価格に与える影響
システムティックリスク・テールリスク	株の暴落、地政学的リスクと緊張、戦争	↑
金利	金保有に対する機会費用の高まり	↓
インフレ	インフレの高まりにより金が上昇(“価値の貯蔵”として)	↑
消費支出および所得の伸び	高まる成長は宝飾品、技術応用の需要が高まる傾向にある	↑
通貨	米ドルとの逆相関の傾向と“価値の貯蔵”としての役割の継続性	↓
資金流入	短期資金流入/需要は金に対してセンチメントが働く(“モメンタム取引”)	↑
供給	金の増産および金のリサイクルの増加	↓

出所：ワールド・ゴールド・カウンシル, 平成25年12月31日現在

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

※(金の持つ様々な特性)および(金価格に影響を与える主なファクター)(以下「本資料」)に示されている内容は、市場および他の条件等によって変更される場合があります。本資料には将来予測の表明とみなされ得る一定の情報が含まれています。本資料は金についてステート・ストリートグループの提供している内容を抜粋および編集しているものがあります。必ずしも日本の市場に当てはまらない場合もございます。そうした表明は将来の運用成果を保証するものではなく、実際の結果や展開はそうした予想とは大きく異なる可能性があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成24年11月8日 投資信託契約締結、設定、運用開始



### （３）【ファンドの仕組み】

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

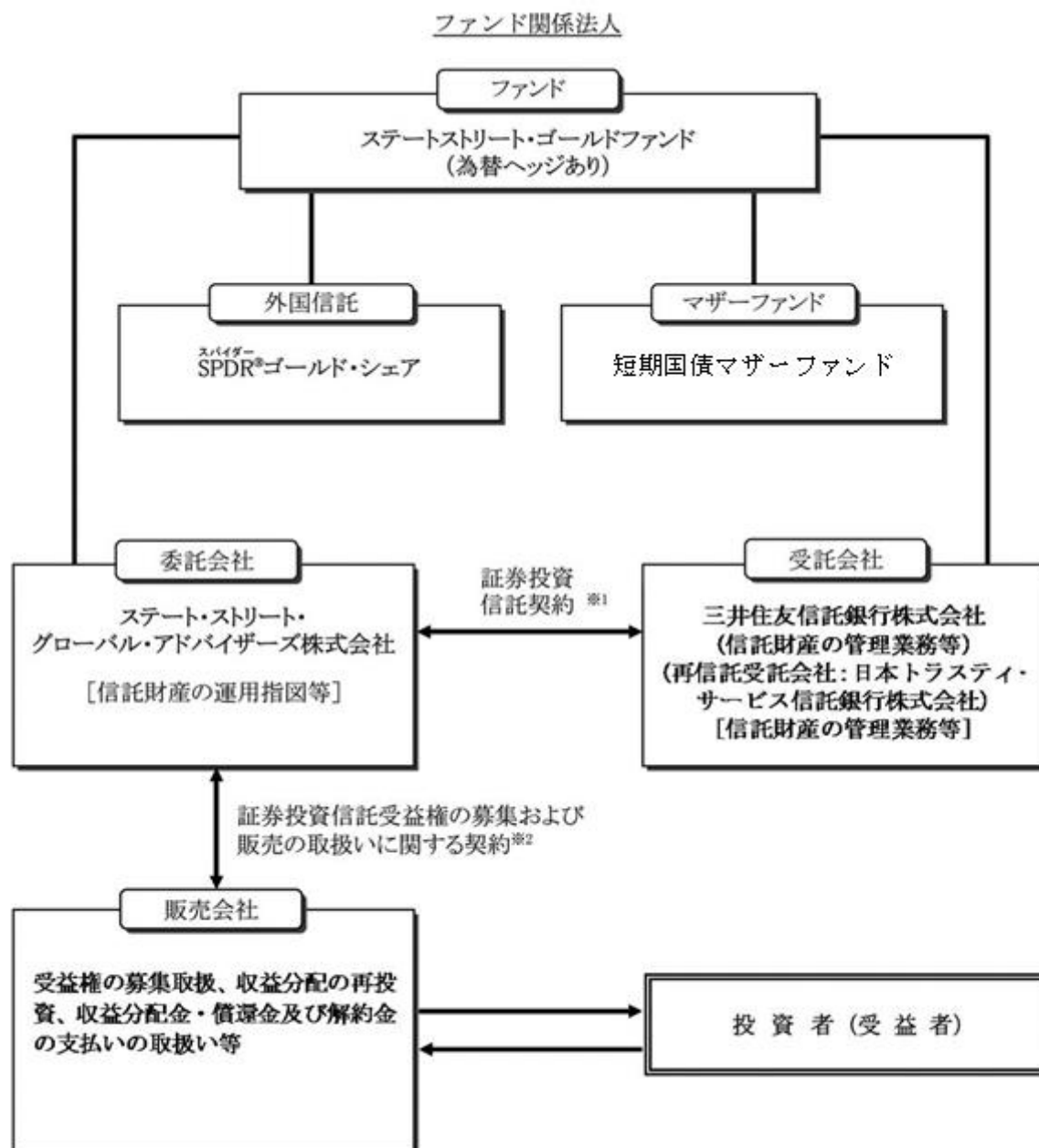
ファンド・オブ・ファンズ方式とは、受益者からの資金を当ファンドにて取りまとめ、その資金を投資対象である金現物拋出型上場外国信託「SPDR<sup>®</sup> ゴールド・シェア<sup>スプイダー</sup>」および親投資信託「短期国債マザーファンド」受益証券に投資を行い、実質的な運用を各投資信託で行う仕組みです。



#### ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）  
委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- 2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）  
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)  
受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。
- 3) 販売会社  
販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。



#### 1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項、信託の元本、収益の管理および運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

#### 2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

#### 委託会社の概況（本書提出日現在）

##### 1) 資本金の額

3億1千万円

##### 2) 沿革

平成10年 2 月25日 ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立

平成10年 3 月31日 投資顧問業の登録

平成10年 8 月28日 ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 9 月30日 投資一任契約に係る業務の認可

平成10年 9 月30日 証券投資信託の委託会社としての認可取得  
 平成19年 9 月30日 金融商品取引業者の登録  
 平成20年 7 月 1日 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に  
 商号変更

### 3) 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

当ファンドは主として金現物拋出型上場外国信託「<sup>スプイダー</sup>SPDR®ゴールド・シェア」（以下「SPDRゴールドETF」といいます。）への投資を通じて、その投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、金地金価格を示す「LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベースの動向を反映する投資成果の獲得を目指します。

「LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベースを参考指数とします。

LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出したものです。

SPDRゴールドETFの組入比率は原則として高位を維持し、マザーファンド受益証券の組入れも行います。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限り、）を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形

## 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

## (a) 為替手形

## 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として金現物拋出型上場外国信託「<sup>スパイダー</sup>SPDR®ゴールド・シェア」およびステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「短期国債マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第15条）。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1)の証券または証書、上記12)および17)の証券または証書のうち上記1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2)から6)までの証券ならびに上記12)お

よび17)の証券または証書のうち上記2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます(信託約款第15条第2項)。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます(信託約款第15条第3項)。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記 から において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### < 投資対象とする外国信託および投資信託の概要 >

金現物拋出型上場外国信託「<sup>スプイダー</sup>SPDR®ゴールド・シェア」

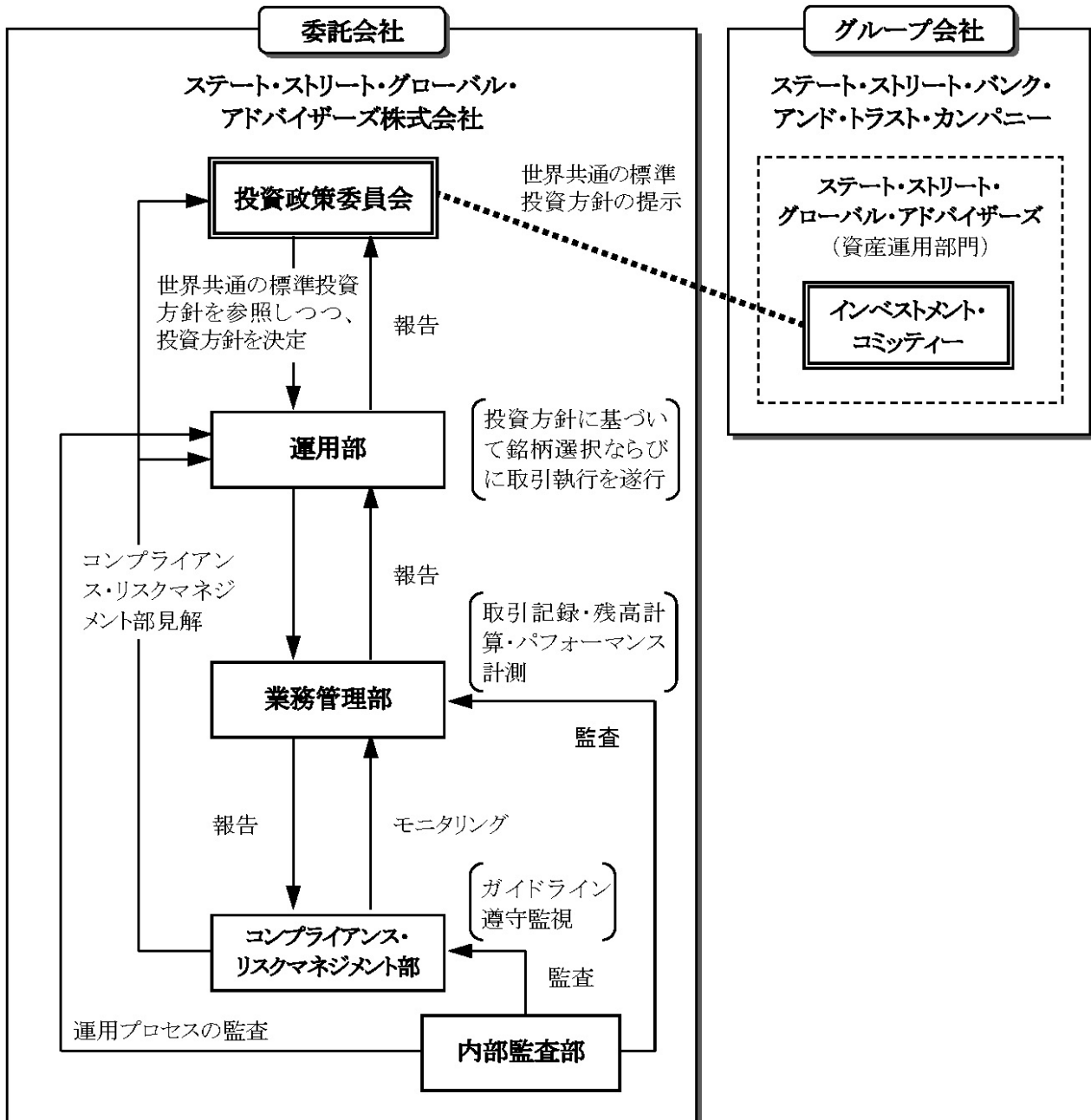
商品性と仕組み	金地金価格を示す「LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管（他の金地金と分離して専用保管）されます。
計算期間	毎年10月1日から9月30日まで
分配金	受益権保有者に対する分配金の支払は原則として行われません。
信託費用	純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額
設定日	平成16年11月12日
管理会社	ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー（World Gold Trust Services, LLC）
信託受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング（BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon）

マーケティング・エージェント	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンド・ディストリビューターズ・エルエルシー (State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)
カ ス ト デ ィ ア ン	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー (HSBC Bank plc)

## 親投資信託「短期国債マザーファンド」

〔参考〕商品分類	親投資信託 / 国内 / 債券
運用の基本方針	主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。
決算日	毎年4月15日(ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)
収益分配方針	収益は償還(信託終了)まで留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
設定日	平成21年7月21日
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

## (3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル/プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）の資産運用部門であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズを中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

(注) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、資産運用部門であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの業務について、平成29年6月1日付にてステート・ストリート・グループの新会社ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニーに譲渡する予定です。なお、新会社への譲渡後も、運用の体制やプロセス、投資方針等に変更はありません。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（8月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

##### < 収益分配金に関する留意事項 >

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### (5) 【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1) SPDRゴールドETFおよびマザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。



- 4) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) デリバティブ取引は、下記 2)、3)、4)の範囲で行います。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 信託約款上のその他の投資制限

##### 1) 投資する株式等の範囲(信託約款第18条)

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および新株予約権

（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能なものに限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含まず。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

##### 2) 先物取引等の運用指図(信託約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

##### 3) スワップ取引の運用指図(信託約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 4) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第21条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当該ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 5) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第22条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 6) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第23条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の売付けの指図にあたっては、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 7) 公社債の借入れ(信託約款第24条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 8) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第25条)  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 9) 外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款第26条)  
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 上記(a)の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (d) 上記(a)、(b)および(c)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 10) デリバティブ取引等にかかる投資制限(信託約款第21条の2)  
委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(参考)「短期国債マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「短期国債マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

(1) 基本方針

この投資信託は、主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。

(2) 運用方法

1. 投資対象

日本の短期公社債等を主要投資対象とします。

2. 投資態度

満期1年以内の日本の国債を主要投資対象とします。

公社債の組入比率は原則として高位を維持します。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われるデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限り、以下同じ。）を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

### (3) 投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 13) 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、以下同じ。）
- 15) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1)の証券または証書、上記15)の証書のうち上記1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2)から6)までの証券ならびに上記15)の証書のうち上記2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記12)および13)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (4) 主な投資制限

公社債の投資割合には制限を設けません。

満期1年を超える公社債への投資は行いません。

株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引は、約款第16条、第17条および第18条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第18条の2）

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主に金現物拋出型上場外国信託への投資を通じて、実質的に金地金に投資を行い、また投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、為替リスクの低減を図りますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

##### 金地金価格変動リスク

一般に、金地金の指標価格は金の需給関係や為替、金利の変動など様々な要因により大きく変動します。また、組入れている金現物拋出型上場外国信託は、金地金の指標価格の変動等の影響を受けて変動します。このため、当ファンドはその影響を受け、組入れている金現物拋出型上場外国信託の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

##### 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

##### 為替リスク

当ファンドは、投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図りますが、為替リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。

ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

##### ファンド・オブ・ファンズ方式のリスク

当ファンドは、複数の投資信託に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行いますが、当ファンドの信託期間が終了する以前に、主要投資対象とする投資信託が存続しないこととなった場合や組入ができなくなった場合には当ファンドは繰上償還となります。

また、投資対象の投資信託が上場されている場合は、市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する投資信託を大量に売却しなければならない状況においては、投資信託の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

一方、上場されていない場合は、他の投資家による追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当投資信託において有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担が当投資信託の基準価額に影響を及ぼすことがあるため、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

#### 信用リスク

公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。従って、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（投資信託またはマザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

#### 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

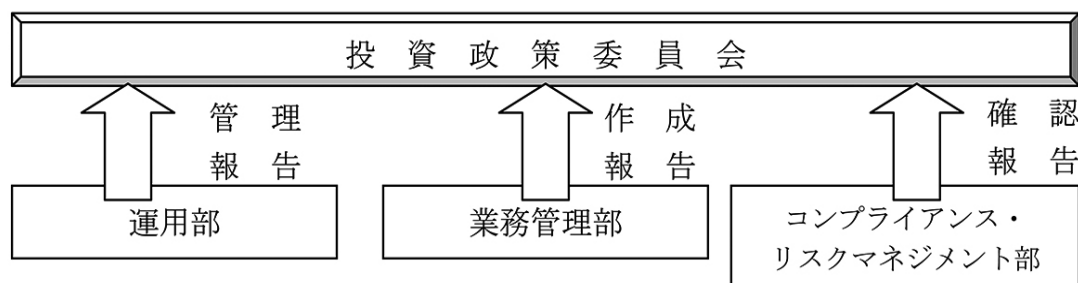
#### デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

## (2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対参考指数超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

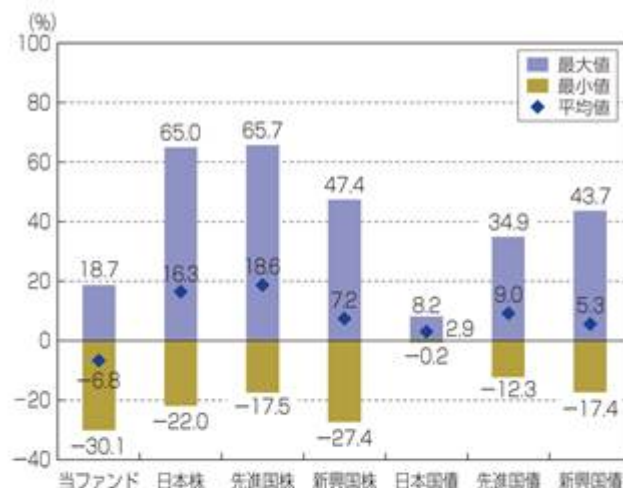
上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### <参考情報>代表的な資産クラスと騰落率の比較等

〈ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移〉



〈ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較〉



※当ファンドの騰落率は、月末における税引前の分配金再投資基準価額(信託報酬控除後)を用いて計算しています。  
 ※代表的な資産クラスを表す指数の年間騰落率は、5年間(平成24年3月～平成29年2月)の各月末における直近1年前を対比して計算しております。なお、当ファンドは平成25年11月以降の年間騰落率を用いています。  
 ※平均値・最大値・最小値は、同期間の各月末における年間騰落率の該当値を表示しています。  
 ※代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しております。

### ◎「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

#### 日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### 先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### 日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### 先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

#### 新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。



## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします（申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です）。申込手数料には消費税等相当額がかかります。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.486%（税抜0.45%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

< 信託報酬率の配分（税抜） >

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.10%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.32%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

金現物拋出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」において、別途、信託管理報酬等として純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年率0.8860%程度となります。

信託管理報酬等には、(1)スポンサーに支払われる手数料、(2)トラスティーに支払われる手数料、(3)カストディアンに支払われる手数料、(4)マーケティング・エージェントに支払われる手数料、(5)印刷代、郵送代、弁護士報酬、監査報酬、登録料等を含むさまざまな信託管理費用が含まれます。なお、この信託管理報酬等は、将来変更される可能性があります。

### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します（信託約款第37条）。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

上記(1)～(4)の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## （５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

### < 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

### < 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

少額投資非課税制度（NISA）、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

### < 注1 > 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

### < 注2 > 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は、平成29年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### （1）【投資状況】

（平成29年2月28日現在）

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アメリカ	401,413,110	99.92
親投資信託受益証券	日本	99,941	0.03
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		220,030	0.05
純資産総額		401,733,081	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券（短期国債マザーファンド）

（平成29年2月28日現在）

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		62,769,458,411	100.00
純資産総額		62,769,458,411	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

### （2）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

（平成29年2月28日現在）

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR® ゴールド・シェア		29,938	13,906.22	416,324,670	13,408.14	401,413,110	99.92
2	日本	親投資信託受益証券	短期国債マザーファンド		98,252	1.0178	100,000	1.0172	99,941	0.03
									投資比率：合計	99.95

（注1）全銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注3）平成29年2月28日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

#### 種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率（%）
外国	投資信託受益証券		99.92
国内	親投資信託受益証券		0.03
合計			99.95

（注1）投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

（注2）平成29年2月28日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（短期国債マザーファンド）

投資有価証券の主要銘柄

該当する事項はありません。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年2月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
第1期	（平成25年 8月20日）	分配付：	22,420,577	分配付：	0.7786
		分配落：	22,420,577	分配落：	0.7786
第2期	（平成26年 8月20日）	分配付：	51,256,232	分配付：	0.7269
		分配落：	51,256,232	分配落：	0.7269
第3期	（平成27年 8月20日）	分配付：	117,351,420	分配付：	0.6218
		分配落：	117,351,420	分配落：	0.6218
第4期	（平成28年 8月22日）	分配付：	302,882,656	分配付：	0.7102
		分配落：	302,882,656	分配落：	0.7102
平成28年 2月末日			192,985,306		0.6604
3月末日			203,911,614		0.6594
4月末日			211,471,978		0.6691
5月末日			216,238,054		0.6480
6月末日			260,841,946		0.6999
7月末日			299,201,529		0.7098
8月末日			297,934,036		0.6937
9月末日			319,425,924		0.6986
10月末日			307,236,288		0.6719
11月末日			298,808,585		0.6233
12月末日			318,577,826		0.6053
平成29年 1月末日			363,627,209		0.6223
2月末日			401,733,081		0.6484

【分配の推移】

計算期間	一口当たりの分配金
------	-----------

第1期	自平成24年11月 8日 至平成25年 8月20日	0.0000円
第2期	自平成25年 8月21日 至平成26年 8月20日	0.0000円
第3期	自平成26年 8月21日 至平成27年 8月20日	0.0000円
第4期	自平成27年 8月21日 至平成28年 8月22日	0.0000円

## 【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自平成24年11月 8日 至平成25年 8月20日	22.1%
第2期	自平成25年 8月21日 至平成26年 8月20日	6.6%
第3期	自平成26年 8月21日 至平成27年 8月20日	14.5%
第4期	自平成27年 8月21日 至平成28年 8月22日	14.2%
	自平成28年 8月23日 至平成29年 2月28日	8.7%

（注）収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末の分配基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自平成24年11月 8日 至平成25年 8月20日	39,142,790	10,347,552	28,795,238
第2期	自平成25年 8月21日 至平成26年 8月20日	111,280,061	69,563,903	70,511,396
第3期	自平成26年 8月21日 至平成27年 8月20日	168,906,760	50,694,040	188,724,116
第4期	自平成27年 8月21日 至平成28年 8月22日	410,956,281	173,194,993	426,485,404
	自平成28年 8月23日 至平成29年 2月28日	397,304,460	204,208,623	619,581,241

（注１）日本国外における設定、解約はありません。

（注２）第１期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

平成29年2月28日現在

## ◎基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

### 〈基準価額・純資産総額〉

基準価額	6,484円
純資産総額	401百万円

### ◎分配の推移

決算期	分配金
第1期（平成25年8月20日）	0円
第2期（平成26年8月20日）	0円
第3期（平成27年8月20日）	0円
第4期（平成28年8月22日）	0円
設定来累計	0円

## ◎主要な資産の状況

（金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」の資産の状況）

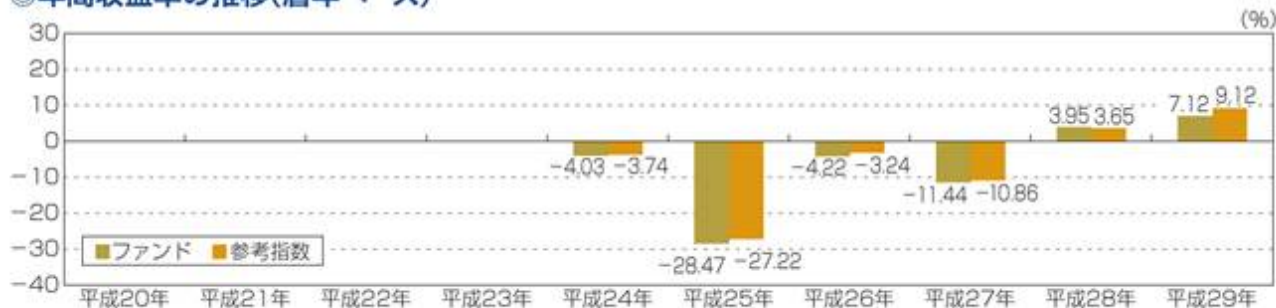
（平成28年9月30日現在）

資産の種類	国名 (注1)	時価合計 (注2)	運用比率
金	英国	40,357,092千ドル (4,611,604,920千円)	100%
現金	該当なし	0ドル (0円)	0%
その他の資産 (負債控除後)		0ドル (0円)	0%
合計 (純資産総額)		40,357,092千ドル (4,611,604,920千円)	100%

(注1) 物理的な所在地を記載しています。

(注2) 時価合計には、金の未収入金を含みます。

## ◎年間収益率の推移(暦年ベース)



※平成24年のファンドと参考指数の収益率は設定時から12月末まで、平成29年は2月末までで算出しております。

※基準価額と同一基準のデータを取得できないため、設定時以前の参考指数の収益率は記載しておりません。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記の参考指数の情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

1)～4) <略>

- 5) 償還乗換えでこのファンドをお申込みになる場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を無料とします。

<訂正後>

- 1)～4) <略>

## 2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

- 1)～6) <略>

- 7) 販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社までお問合せ下さい。

<訂正後>

- 1)～6) <略>

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

<訂正前>

- 1)～2) <略>

#### 3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：[www.ssga.com/jp](http://www.ssga.com/jp)

<訂正後>

- 1)～2) <略>

#### 3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社にてご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の紙面に、「SSゴールド」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：[www.ssga.com/jp](http://www.ssga.com/jp)

### （5）【その他】

<訂正前>

- 1)～4) <略>

## 5) 運用報告書の交付(信託約款第55条)

&lt; 略 &gt;

## 6) &lt; 略 &gt;

## 7) 募集・売出し契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・売出し契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・売出し契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

&lt; 訂正後 &gt;

## 1) ~ 4) &lt; 略 &gt;

## 5) 運用報告書の交付

&lt; 略 &gt;

## 6) &lt; 略 &gt;

## 7) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

## 4【受益者の権利等】

&lt; 訂正前 &gt;

受益権

当ファンドの受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、信託約款第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します(信託約款第5条)。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません(信託約款第8条)。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

## 1) ~ 8) &lt; 略 &gt;

議決権、受益者集会に関する権利

受益者には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。

帳簿閲覧謄写請求権

&lt; 訂正後 &gt;

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

## 1) ~ 8) &lt; 略 &gt;

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

< 訂正前 >

( 1 ) < 略 >

( 2 ) < 略 >

< 訂正後 >

( 1 ) < 略 >

( 2 ) < 略 >

( 3 ) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

( 4 ) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成28年8月23日から平成29年2月22日まで)の中間財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

末尾に「中間財務諸表」を追加します。

< 末尾追加 >

## 中間財務諸表

ステート・ストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）

## （１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (平成28年 8月22日現在)	当中間計算期間末 (平成29年 2月22日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	750,936	4,711,219
金銭信託	7,056	13,780
コール・ローン	2,608,465	10,447,240
投資信託受益証券	288,304,181	389,432,064
親投資信託受益証券	100,000	99,941
派生商品評価勘定	12,684,837	2,114,466
<b>流動資産合計</b>	<b>304,455,475</b>	<b>406,818,710</b>
<b>資産合計</b>	<b>304,455,475</b>	<b>406,818,710</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	271,864	158,612
未払金	-	9,781,765
未払解約金	709,998	665,124
未払受託者報酬	38,548	52,510
未払委託者報酬	539,618	735,085
未払利息	7	30
その他未払費用	12,784	17,448
<b>流動負債合計</b>	<b>1,572,819</b>	<b>11,410,574</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,572,819</b>	<b>11,410,574</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1 426,485,404	1 616,324,586
<b>剰余金</b>		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3 123,602,748	3 220,916,450
(分配準備積立金)	17,534,063	11,630,889
<b>元本等合計</b>	<b>302,882,656</b>	<b>395,408,136</b>
<b>純資産合計</b>	<b>302,882,656</b>	<b>395,408,136</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>304,455,475</b>	<b>406,818,710</b>

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 平成27年 8月21日 至 平成28年 2月20日	当中間計算期間 自 平成28年 8月23日 至 平成29年 2月22日
<b>営業収益</b>		
受取利息	103	59
有価証券売買等損益	14,989,008	27,060,788
為替差損益	852,861	1,360,125
<b>営業収益合計</b>	<b>14,136,250</b>	<b>28,420,854</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	3,447
受託者報酬	22,180	52,510
委託者報酬	310,445	735,085
その他費用	87,156	161,565
<b>営業費用合計</b>	<b>419,781</b>	<b>952,607</b>
営業利益又は営業損失（ ）	13,716,469	29,373,461
経常利益又は経常損失（ ）	13,716,469	29,373,461
中間純利益又は中間純損失（ ）	13,716,469	29,373,461
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	893,731	10,414,073
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	71,372,696	123,602,748
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,544,340	61,832,055
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,544,340	61,832,055
剰余金減少額又は欠損金増加額	72,640,014	140,186,369
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	72,640,014	140,186,369
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	93,645,632	220,916,450

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (平成28年 8月22日現在)	当中間計算期間末 (平成29年 2月22日現在)
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	188,724,116円 410,956,281円 173,194,993円	426,485,404円 393,708,042円 203,868,860円
2 受益権の総数	426,485,404口	616,324,586口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は123,602,748円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は220,916,450円であります。

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 (平成28年 8月22日現在)	当中間計算期間末 (平成29年 2月22日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありませ ん。	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありませ ん。
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。  (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。  (3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左  (2)有価証券 売買目的有価証券 同左  (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券関係に関する注記)  
該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)  
取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	前計算期間末（平成28年 8月22日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	8,821,164		8,549,300	271,864
	売建 アメリカ・ドル	313,669,381		300,984,544	12,684,837
	合 計	322,490,545		309,533,844	12,412,973

(単位：円)

区 分	種 類	当中間計算期間末（平成29年 2月22日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	15,627,572		15,681,060	53,488
	売建 アメリカ・ドル	395,111,686		393,209,320	1,902,366
	合 計	410,739,258		408,890,380	1,955,854

## (注) 1 . 時価の算定方法

(1) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

- 2 . 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3 . 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
- 4 . ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	前計算期間末 (平成28年 8月22日現在)	当中間計算期間末 (平成29年 2月22日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7102円 (7,102円)	0.6416円 (6,416円)

## &lt;参考&gt;

当ファンドは「短期国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

## 「短期国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成28年 8月22日現在)	(平成29年 2月22日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		212,578,282	82,740,622
コール・ローン		78,587,244,483	62,728,025,574
流動資産合計		78,799,822,765	62,810,766,196
資産合計		78,799,822,765	62,810,766,196
負債の部			
流動負債			
未払利息		228,376	181,928
その他未払費用		104,198	32,623
流動負債合計		332,574	214,551
負債合計		332,574	214,551
純資産の部			
元本等			
元本	1	77,424,281,507	61,747,382,120
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		1,375,208,684	1,063,169,525
元本等合計		78,799,490,191	62,810,551,645
純資産合計		78,799,490,191	62,810,551,645
負債純資産合計		78,799,822,765	62,810,766,196

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月16日から、翌年4月15日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
-------------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成28年 8月22日現在)	(平成29年 2月22日現在)
1 期首元本額	27,939,793,281円	77,424,281,507円
期中追加設定元本額	71,303,752,592円	17,621,187,193円
期中一部解約元本額	21,819,264,366円	33,298,086,580円

元本の内訳		
ファンド名		
短期国債ファンドVA<適格機関投資家限定>	69,221,020,513円	44,395,130,532円
ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン	49,116円	49,116円
ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）	98,252円	98,252円
米国株式インバースファンド（建玉非調整型）/為替ヘッジあり<適格機関投資家限定>	8,104,921,900円	12,035,353,265円
ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン	19,637円	19,637円
米国ドル・インバースファンド（建玉非調整型）<適格機関投資家限定>	98,172,089円	5,316,731,318円
計	77,424,281,507円	61,747,382,120円
2 受益権の総数	77,424,281,507口	61,747,382,120口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	（平成28年 8月22日現在）	（平成29年 2月22日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>



3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---------------------------	---	----

（有価証券関係に関する注記）  
該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）  
該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成28年 8月22日現在）	（平成29年 2月22日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0178円 （10,178円）	1.0172円 （10,172円）

## 2【ファンドの現況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

【純資産額計算書】

（平成29年2月28日現在）

資産総額	819,388,200円
負債総額	417,655,119円
純資産総額（ - ）	401,733,081円
発行済口数	619,581,241口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6484円

<参考情報>

親投資信託受益証券（短期国債マザーファンド）

（平成29年2月28日現在）

資産総額	62,809,674,351円
負債総額	40,215,940円
純資産総額（ - ）	62,769,458,411円
発行済口数	61,708,058,486口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0172円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

投資運用の意思決定機構

###### 1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

###### 2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

###### 3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成29年3月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計129本であり、その純資産総額は1,268,094百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表ならびに第20期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成27年3月31日現在)		当事業年度 (平成28年3月31日現在)		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(資産の部)		%		%	
流動資産					
預金	8,366,245		6,002,331		
有価証券	38,658		6,448		
差入保証金	61,568		-		
前払金	34,267		94,019		
前払費用	16,572		19,057		
未収入金	631,179		527,437		
未収委託者報酬	620,043		544,116		
未収収益	20,425		28,476		
繰延税金資産	89,899		969,336		
流動資産計	9,878,861	97.4	8,191,223	74.4	
固定資産					
有形固定資産	153,132		130,133		
建物附属設備	1	-	103,983		
器具備品	1	302	22,098		
リース資産	1	6,365	4,051		
建設仮勘定		146,463	-		
無形固定資産		804	201		
ソフトウェア	2	804	201		
投資その他の資産		108,598	2,686,381		
長期差入保証金		80,034	75,114		
繰延税金資産		23,714	2,606,416		
その他投資		4,850	4,850		
固定資産計		262,535	2,816,715	25.6	
資産合計		10,141,396	100.0		
				11,007,938	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成27年3月31日現在)		当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%
流動負債				
預り金		35,845		59,514
未払金		560,375		586,597
未払手数料	135,048		112,932	
その他未払金	425,326		473,664	
未払費用		11,999		1,560
未払法人税等		154,604		3,917,946
未払消費税等		89,514		39,613
賞与引当金		53,368		58,531

リース債務		-			1,861	
流動負債計		905,707	8.9		4,665,626	42.4
固定負債						
退職給付引当金		58,673			73,140	
長期リース債務		6,502			2,834	
固定負債計		65,175	0.6		75,974	0.7
負債合計		970,883	9.6		4,741,600	43.1
(純資産の部)			%			%
株主資本		9,170,513	90.4		6,266,337	56.9
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	8,751,393			5,847,217		
純資産合計		9,170,513	90.4		6,266,337	56.9
負債・純資産合計		10,141,396	100.0		11,007,938	100.0

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日		当事業年度 自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
営業収益		%		%
委託者報酬	2,546,857		2,509,890	
投資顧問収入	1,644,728		1,578,998	
その他営業収益	37,200		155,119	
営業収益計	4,228,786	100.0	4,244,008	100.0
営業費用				
支払手数料	590,805		559,139	
広告宣伝費	16,509		16,680	
公告費	1,190		1,190	
調査費	379,903		410,480	
調査費	257,107		265,829	
委託調査費	120,214		142,735	
図書費	2,581		1,915	
委託計算費	166,328		151,283	
営業雑経費	36,320		42,905	
通信費	5,792		4,838	
印刷費	7,774		11,461	
協会費	10,010		10,719	
諸会費	2,763		4,744	
その他	9,978		11,140	
営業費用計	1,191,058	28.2	1,181,679	27.8
一般管理費				
給料	1,319,517		1,209,889	

役員報酬	337,945			289,386		
給料・手当	689,216			689,687		
賞与	257,155			187,055		
賞与引当金繰入額	35,199			43,760		
交際費		3,610			2,655	
旅費交通費		32,522			27,724	
租税公課		17,227			99,542	
不動産賃借料		126,366			85,870	
退職給付費用		57,683			80,570	
固定資産減価償却費		16,581			25,224	
福利厚生費		80,872			84,742	
事務手数料	1	84,588			522,979	
諸経費		183,190			148,610	
一般管理費計		1,922,160	45.5		2,287,811	53.9
営業利益		1,115,567	26.4		774,517	18.2
営業外収益						
受取利息		0			0	
有価証券運用益		678			-	
雑収入		3,846			278	
営業外収益計		4,525	0.1		278	0.0
営業外費用						
支払利息		201			174	
為替差損		2,420			2,081	
有価証券運用損		-			1,242	
雑損失		500			360	
営業外費用計		3,122	0.1		3,858	0.1
経常利益		1,116,969	26.4		770,936	18.2
特別損失						
固定資産減損損失	2	95,541			-	
固定資産除却損失		3,268			-	
事業再構築費用		-			101,509	
事務処理損失		15,453			173	
特別損失計		114,263	2.7		101,682	2.4
税引前当期純利益		1,002,706	23.7		669,254	15.8
法人税、住民税及び事業税		426,689	10.1		4,035,569	95.1
法人税等調整額		8,861	0.2		3,462,138	81.6
当期純利益		567,156	13.4		95,824	2.3

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,184,237	8,293,357	8,603,357	8,603,357
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	567,156	567,156	567,156	567,156

当期変動額合計	-	-	-	-	-	567,156	567,156	567,156	567,156
当期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,751,393	8,860,513	9,170,513	9,170,513

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本								純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,751,393	8,860,513	9,170,513	9,170,513	
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	
当期純利益	-	-	-	-	-	95,824	95,824	95,824	95,824	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,904,175	2,904,175	2,904,175	2,904,175	
当期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	5,847,217	5,956,337	6,266,337	6,266,337	

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～10年 器具備品 3～7年 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。  (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。</p>
5.その他 財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1)概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

（分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

(2)適用予定日

平成28年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）



前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備                                 - 器具備品                                 11,634千円 リース資産                                 578千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備                                 16,731千円 器具備品                                 17,133千円 リース資産                                 2,893千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア                                 10,720千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア                                 11,323千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

## (損益計算書関係)

前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日								
1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額24,014千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額68,801千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。	1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額141,249千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額519,485千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。								
2. 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 <table border="1" data-bbox="142 1346 743 1453"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都港区</td> <td>旧本社</td> <td>建物附属設備</td> <td>95,541</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧本社については、本社移転の意思決定に伴い、移転予定日以降、将来の使用が見込まれなくなったため、建物に付帯する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しております。</p> <p>なお、当該資産の回収可能価額の算定は、使用価値によっており、減損損失の認定時点から移転予定時までの減価償却費相当額を使用価値としております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	東京都港区	旧本社	建物附属設備	95,541	-
場所	用途	種類	減損損失 (千円)						
東京都港区	旧本社	建物附属設備	95,541						
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左								

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株あたりの配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月24日 取締役会	普通株式	3,000,000千円	483,870.96円	平成27年9月30日	平成28年3月25日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの。  
該当ありません。

（リース取引関係）

前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
所有権移転外ファイナンス・リース取引	同左
リース資産の内容 社用車両であります。	
リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減却償却方法」に記載の通りであります。	

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成27年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	8,366,245	8,366,245	

(2)未収委託者報酬	620,043	620,043	
(3)未収入金	631,179	631,179	
(4)長期差入保証金	80,034	35,636	44,398
(5)未払手数料	135,048	135,048	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## (1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(5)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

## (注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	6,002,331	6,002,331	
(2)未収委託者報酬	544,116	544,116	
(3)未収入金	527,437	527,437	
(4)長期差入保証金	75,114	45,594	29,520
(5)未払手数料	112,932	112,932	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## (1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(5)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

## (注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

## (有価証券関係)

前事業年度 (平成27年3月31日現在)		当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
売買目的の有価証券		売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	38,658千円	貸借対照表計上額	6,448千円
当事業年度の損益		当事業年度の損益	
に含まれた評価差額	311千円	に含まれた評価差額	1,448千円

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

## 2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
退職給付債務の期首残高	391,473
勤務費用	46,659
利息費用	3,914
数理計算上の差異の発生額	7,645
退職給付の支払額	8,106
退職給付債務の期末残高	426,295

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
退職給付債務の期首残高	426,295
勤務費用	46,270
利息費用	4,262
数理計算上の差異の発生額	20,018
退職給付の支払額	38,975
退職給付債務の期末残高	457,872

## 3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
年金資産の期首残高	278,789

期待運用収益	2,052
数理計算上の差異の発生額	11,804
事業主からの拠出額	50,203
退職給付の支払額	8,106
年金資産の期末残高	311,134

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
年金資産の期首残高	311,134
期待運用収益	2,295
数理計算上の差異の発生額	6,922
事業主からの拠出額	46,651
退職給付の支払額	38,975
年金資産の期末残高	328,027

## 4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
積立型制度の退職給付債務	426,295
年金資産	311,134
	115,161
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	115,161
未認識数理計算上の差異	4,158
未認識過去勤務費用	52,329
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	58,673

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
積立型制度の退職給付債務	457,872
年金資産	328,027
	129,844
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	129,844
未認識数理計算上の差異	13,096
未認識過去勤務費用	43,608

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	73,140
---------------------	--------

## 5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
退職給付費用	42,241
(1)勤務費用	46,659
(2)利息費用	3,914
(3)期待運用収益（減算）	2,052
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	15,002

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
退職給付費用	61,118
(1)勤務費用	46,270
(2)利息費用	4,262
(3)期待運用収益（減算）	2,295
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	4,158

## 6. 年金資産に関する事項

前事業年度（平成27年3月31日現在）

## 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	97.5%
その他	2.5%
合計	100.0%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（平成28年3月31日現在）

## 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	97.7%
その他	2.3%
合計	100.0%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### 7．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成27年3月31日現在)
(1)割引率	1.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

(注) 当事業年度の期首時点において適用した割引率は1.0%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を0.0%に変更しております。

#### 8．確定拠出制度

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）  
当社の確定拠出制度への要拠出額は15,442千円であります。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）  
当社の確定拠出制度への要拠出額は15,211千円であります。

#### （税効果会計関係）

前事業年度	当事業年度
自 平成26年4月 1日	自 平成27年4月 1日
至 平成27年3月31日	至 平成28年3月31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(単位：千円)		(単位：千円)	
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金繰入超過額	14,194	連結納税適用に伴う影響額	647,569
未払事業税	11,023	未払事業税	236,325
その他	64,681	賞与引当金繰入超過額	15,182
		その他	70,259
繰延税金資産(流動)合計	89,899	繰延税金資産(流動)合計	969,336
繰延税金負債(流動)との相殺	-	繰延税金負債(流動)との相殺	-
繰延税金資産(流動)の純額	89,899	繰延税金資産(流動)の純額	969,336
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
退職給付引当金	20,103	連結納税適用に伴う影響額	2,575,170
その他	3,610	退職給付引当金	23,491
		その他	7,754
繰延税金資産(固定)合計	23,714	繰延税金資産(固定)合計	2,606,416
繰延税金負債(固定)との相殺	-	繰延税金負債(固定)との相殺	-
繰延税金資産(固定)の純額	23,714	繰延税金資産(固定)の純額	2,606,416
繰延税金資産合計	113,613	繰延税金資産合計	3,575,752
繰延税金負債(流動)		繰延税金負債(流動)	
その他	-	その他	-
繰延税金負債(流動)合計	-	繰延税金負債(流動)合計	-
繰延税金資産(流動)との相殺	-	繰延税金資産(流動)との相殺	-
繰延税金負債(流動)の純額	-	繰延税金負債(流動)の純額	-
繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)	
事業譲受に係る調整項目	-	事業譲受に係る調整項目	-
繰延税金負債(固定)合計	-	繰延税金負債(固定)合計	-
繰延税金資産(固定)との相殺	-	繰延税金資産(固定)との相殺	-
繰延税金負債(固定)の純額	-	繰延税金負債(固定)の純額	-
繰延税金資産の純額	113,613	繰延税金資産の純額	3,575,752
=====		=====	



2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率	35.6%	法定実効税率	33.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.5%	交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%
その他	0.2%	税率変更差異	40.5%
		その他	3.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	85.6%
	=====		=====

（税率変更に伴う影響）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9,318千円減少し、法人税等調整額は9,318千円増加しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は178,278千円減少し、法人税等調整額は178,278千円増加しております。

（企業結合関係等）

前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
該当事項はありません。	同左

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金および長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## (2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は89,966千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除去費用の見積額の更新および本社オフィス移転に伴う新たな資産除去債務の発生により31,670千円増加しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

### (1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

### (2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除去費用の見積額の更新および旧オフィス賃貸借契約終了に伴う一部の資産除去債務の履行により54,624千円減少しております。

## (セグメント情報)

### 1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

### 2. セグメント関連情報

#### 1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域に関する情報

##### 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

#### (報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の所 有（被所有） 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ  ソフトウェアの使用契約  人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払  投資顧問料の支払  人件費等の支払  事務手数料の受取  事務手数料の支払	162,092	未収入金	240,569
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ  兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託  事務所賃借料の支払  人件費等の支払	35,271	前払金	34,267
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取  投資顧問料の支払	440	-	-
	ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	66,188	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	407	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日											
種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ  ソフトウェアの使用契約  人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払  投資顧問料の支払  人件費等の支払  事務手数料の受取  事務手数料の支払	167,037  118,594  235,888  141,249  522,979	未収入金  未払金	228,410  205,912
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ  兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託  人件費等の支払	38,211  133,176	前払金	94,019
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インテグリティ・グループ	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取  投資顧問料の支払	399  10,659	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	290	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

#### 親会社又は重要な関連会社に関する注記

##### (1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）  
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）  
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）  
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

##### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

##### (1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度
自 平成26年4月 1日	自 平成27年4月 1日
至 平成27年3月31日	至 平成28年3月31日

1株当たり純資産 1,479,115円06銭 1株当たり当期純利益 91,476円79銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産 1,010,699円58銭 1株当たり当期純利益 15,455円49銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
--	--

（注） 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
当期純利益（千円）	567,156	95,824
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	567,156	95,824
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

（重要な後発事象）

前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

科 目	期 別	第20期中間会計期間末 （平成28年9月30日現在）	
		金額	構成比
（資産の部）			%
流動資産			
預金		2,406,597	
有価証券		90,867	
前払金		127,471	
前払費用		17,048	
未収入金		290,767	
未収委託者報酬		538,329	
未収収益		250,096	
繰延税金資産		1,054,384	
流動資産計		4,775,560	66.1
固定資産			
有形固定資産		120,723	
建物附属設備	1	97,681	
器具備品	1	20,148	
リース資産	1	2,893	
無形固定資産		0	
ソフトウェア		0	
投資その他の資産		2,328,593	

長期差入保証金		73,225		
繰延税金資産		2,250,518		
その他投資		4,850		
固定資産計			2,449,317	33.9
資産合計			7,224,878	100.0
(負債の部)				%
流動負債				
預り金			25,306	
未払金			387,676	
未払手数料	109,598			
その他未払金	278,078			
未払費用			1,806	
未払法人税等			1,078	
未払消費税等	2		20,978	
賞与引当金			127,002	
リース債務			1,890	
流動負債計			565,739	7.8
固定負債				
退職給付引当金			83,276	
長期リース債務			1,881	
固定負債計			85,158	1.2
負債合計			650,898	9.0
(純資産の部)				%
株主資本			6,573,979	91.0
資本金	310,000			
利益剰余金	6,263,979			
利益準備金	77,500			
その他利益剰余金				
別途積立金	31,620			
繰越利益剰余金	6,154,859			
純資産合計			6,573,979	91.0
負債・純資産合計			7,224,878	100.0

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

期別	第20期中間会計期間		
	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日		
科目	金額		構成比
			%
営業収益			
委託者報酬		1,078,266	
投資顧問収入		694,359	
その他営業収益	1	29,879	
営業収益計		1,802,505	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		549,040	
支払手数料	237,136		
その他営業費用	311,904		
一般管理費	1 2	918,065	
営業費用・一般管理費計		1,467,106	81.4
営業利益		335,399	18.6
営業外収益		82,082	4.6
営業外費用		1,904	0.1
経常利益		415,577	23.1
特別損失		32,965	1.8

税引前中間純利益		382,611	21.2
法人税,住民税及び事業税		195,880	10.9
法人税等調整額		270,849	15.0
中間純利益		307,642	17.1

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	5,847,217	5,956,337	6,266,337	6,266,337
当中間期変動額									
中間純利益	-	-	-	-	-	307,642	307,642	307,642	307,642
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	307,642	307,642	307,642	307,642
当中間期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	6,154,859	6,263,979	6,573,979	6,573,979

## [重要な会計方針]

	第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日
1. 資産の評価基準及び 評価方法	有価証券 売買目的有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～10年 器具備品 7年 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。  (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。



4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。</p>
5. その他中間 財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 当中間会計期間より、親会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

## [追加情報]

<p style="text-align: center;">第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日</p>
<p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。</p>

## 注 記 事 項

## (中間貸借対照表関係)

<p style="text-align: center;">第20期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)</p>						
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">23,033千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">19,084千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産</td> <td style="text-align: right;">4,051千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	23,033千円	器具備品	19,084千円	リース資産	4,051千円
建物附属設備	23,033千円					
器具備品	19,084千円					
リース資産	4,051千円					
<p>2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>						

## (中間損益計算書関係)

<p style="text-align: center;">第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日</p>
---

1. 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額25,309千円は、その他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額131,326千円は、一般管理費に含まれております。	
2. 減価償却実施額	
有形固定資産	8,252千円
無形固定資産	201千円
リース資産	1,157千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)	
普通株式	6,200			6,200	
2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの					
(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株あたり の配当額	基準日	効力発生日
平成28年12月22日 取締役会	普通 株式	995,862千円	160,622.90円	平成28年9月30日	平成28年12月26日

## (リース取引)

第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
リース資産の内容 社用車両であります。	
リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減価償却方法」に記載の通りであります。	

## (金融商品関係)

第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日	
--	--

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	2,406,597	2,406,597	
(2) 未収入金	290,767	290,767	
(3) 未収委託者報酬	538,329	538,329	
(4) 長期差入保証金	73,225	45,493	27,731
(5) 未払手数料	109,598	109,598	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## (1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び、(5) 未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

## (有価証券関係)

第20期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	
売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	90,867千円
当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	490千円

## (資産除去債務関係)

第20期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	
当中間会計期間において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額の期中における増減はありません。	

## (デリバティブ取引関係)

第20期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	
当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	

## (セグメント情報等)

第20期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	

## （セグメント情報）

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

## （セグメント関連情報）

## 1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

## （報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

## （報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

## （報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

第20期中間会計期間

自 平成28年4月 1日

至 平成28年9月30日

1株当たり純資産額 1,060,319円34銭

1株当たり中間純利益 49,619円76銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第20期中間会計期間	
自 平成28年4月 1日	
至 平成28年9月30日	
中間純利益（千円）	307,642
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	307,642
期中平均株式数（株）	6,200

## （その他）

第20期中間会計期間末

(平成28年9月30日現在)

第20期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)中間配当については、平成28年12月22日開催の取締役会において、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議致しました。

中間配当金額の総額	995,862千円
1株当たり中間配当金	160,622円90銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成28年12月26日

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

342,037百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社ゆうちょ銀行	3兆5,000億円 (平成28年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成28年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成28年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円 (平成28年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成28年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円 (平成28年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### (2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成29年4月5日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）の平成28年8月23日から平成29年2月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）の平成29年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年8月23日から平成29年2月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成28年7月7日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 櫻井 雄一郎 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月26日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。